

令和 5 年 2 月 6 日

豊島区児童福祉審議会及び部会について

1. 設置の目的・概要

児童福祉審議会は、児童福祉法に基づき、都道府県及び児童相談所設置市に必置の審議会であり、区長の附属機関として、「豊島区児童福祉審議会条例」に定める所掌について、区長の諮問に応じ、調査審議等を行い、区長に意見を述べるために設置されるものである。

2. 審議会の所掌事務

- ・里親の認定に関する事項
- ・児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項
- ・保育所及び地域型保育事業、認定こども園の認可等の意見聴取に関する事項等

3. 委員の任期

- ・本委員会及び各部会の任期は 2 年とする。

4. 設置時期

令和 5 年 2 月 1 日

5. 部会の設置及び役割

名称		委員数	開催 頻度	所掌事項
本委員会		19 名(条例定数 20 名以内) (大学教授等 8 名、 医師 3 名、弁護士 3 名、児童福祉施 設等 3 名、公認会 計士 1 名、建築士 1 名)	年 2 回 程度	○年度の初回として開催 ・会長、副会長の選任、各部会の設置の承認、部会員の選任 ○年度の最終回として開催 ・各部会からの年間活動実績報告、意見交換 ○その他臨時的に開催 ・常設の各部会に属さず、臨時部会の設置がふさわしい案件についての承認、およびその審議や調査結果の報告に関すること等
部 会	里親部会	5 名 (大学教授等 2 名、 医師 1 名、弁護士 1 名、児童福祉施 設等 1 名)	隔月 1 回開催 (年 6 回程 度)	○里親の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。 ○里親の登録の更新又は継続が不相当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。 ○里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

名称		委員数	開催 頻度	所掌事項
部 会	権利擁護 部会	5 名 〔大学教授等 2 名、 医師 1 名、弁護士 1 名、児童福祉施 設等 1 名〕	毎月 1 回開催 (年 12 回 程度)	○児童相談所が行う措置が児童又はその保護者の意向と一致しない場合、その他児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。 ○被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること。また、その措置について意見を述べること。 ○児童虐待の防止に関する法律の規定による立入り及び調査又は質問並びに児童福祉法の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。 ○里親養育専門相談事業における対応についての報告を受けること。また、調整が困難な事例について審議し、意見を述べること。
	児童虐待 死亡事例 等検証部 会	4 名 〔大学教授等 2 名、 医師 1 名、弁護士 1 名〕	必要に 応じて 開催	○児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の事項の調査研究及び検証を行うこと ○特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等における重大事故の検証を行うこと。
	保育部会	4 名 〔大学教授等 2 名、 公認会計士 1 名、 建築士 1 名〕	必要に 応じて 開催 (年 3 回程 度)	○保育所及び地域型保育事業、幼保連携型認定こども園等の認可について、諮問を受けて答申すること。 ○保育所及び地域型保育事業、幼保連携型認定こども園等に対する事業停止命令等について、諮問を受けて答申すること。 ○特定教育・保育施設等における運営状況等の調査及び検証に関すること。
	臨時部会	必要に応じて 選任	必要に 応じて 開催	○法改正や社会情勢を鑑み、区長の諮問を受け、必要な事項について審議し、答申すること。